

(3) 山形県空手道連盟関係者の処分に関する内規

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、山形県空手道連盟（以下「本連盟」という。）規約外関係規程に則り、本連盟役員、加盟団体及びその所属会員、本連盟会員（以下「本連盟関係者」という。）に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この内規は、本連盟関係者に対して適用する。

第2章 処分の手続き

(処分の内容)

第3条 本連盟倫理委員会規程第2条に定める処分については、事案の内容を勘案し次の通りとする。

- (1) 除名
- (2) 本連盟役員降格
- (3) 本連盟役員活動の停止
- (4) 加盟団体活動の停止（加盟団体の場合）
- (5) 加盟団体における活動の停止（当該加盟団体の所属会員の場合）
- (6) 戒告

(処分の手続き)

第4条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 倫理委員会（以下「委員会」という。）は、会員の規律に係る情報を入手した場合、懲戒に関する審査を開始する相応の事由の有無につき、委員長の指名する委員2名及び事務局による事前審査を行うこととする。この場合、当該情報に係る会員又は関係者から、文書又は口頭による説明、若しくは資料の提出を求めることができる。
- (2) 前号における当該情報については、事実確認並びに調査を加盟団体に依頼することができる。
- (3) 委員長は、事前審査の結果に基づき、委員会において規約、関係規程に定める事由に該当するか否かの審査の開始の可否を決定し、委員に報告する。
- (4) 委員会は審査を行うに当たっては、当該本連盟関係者に対し、書面又は口頭をもって審議し、当該本連盟関係者が弁明するための十分な機会を与えなければならない。ただし、当該本連盟関係者の同意がある場合、又は当該本連盟関係者が弁明の機会を拒否若しくは無断欠席をした場合はこの限りではない。

(5) 前各項に定めるほか、委員会は必要と認めるときは、当該本連盟関係者に対し、書面による説明、資料の提出又は委員会への出席を求めることができる。

(6) 委員会は、審査手続きを終了したときは、すみやかに、事案について議決を行い、書面をもって、その内容及び理由を理事総会に報告しなければならない。

(処分の決定及び通知)

第5条 本連盟倫理規程2条に定める処分は、前条の手続きを経て、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

2 処分の決定は文書をもって行い、本人に手交するか配達証明の方法によるものとする。但し、戒告処分の場合は口頭によることが出来るものとする。

第3章 その他

(その他)

第6条 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この内規を適用することができる。

2. この内規に定める事項以外については、別途倫理委員会で協議の上、理事総会において決定する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事総会の決議を経て行う。

附則

この内規は、令和3年1月1日から施行する。